

家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年6月28日
厚生労働省
雇用環境・均等局在宅労働課

家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年5月1日（水）から同年5月30日（木）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・ 時間単価については、仕事（作業）を複数挙げて例示してほしい。・ 長時間労働については、作業成果物を要求されるものは連続作業時間に制限が必要。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
2	こういった法の変更の場合、現状の法のどの部分を変更するのか、ビフォーアフターで見せてもらえると助かる。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

※上記のほか、4件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。